

令和 6 年第 3 回美郷町議会臨時会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 5 月 7 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和 6 年 2 月分・3 月分）

第 4 町長の招集挨拶

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 6 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 7 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 8 議案第 38 号 財産の取得について

第 9 議案第 39 号 財産の取得について

第 10 議案第 40 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	熊谷隆一	３番	鈴木正洋
４番	藤原政春	５番	高山茂雄
６番	高橋邦武	７番	深澤均
８番	伊藤福章	９番	高橋正和
１０番	泉美和子	１１番	深沢義一
１２番	熊谷良夫	１３番	澁谷俊二
１４番	長谷川幸子	１５番	鈴木良勝
１６番	森元淑雄		

欠席議員（１名）

２番	村田薫
----	-----

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

はじめに、2番、村田 薫議員から欠席の届出があります。

定刻並びに、出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、深沢義一議員及び12番、熊谷良夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和6年2月分・3月分）の結果報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和6年第3回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、消防団員に交付した源泉徴収票等の記載誤りに関する町県民税及び国民健康保険税の還付について報告いたします。

源泉徴収票を修正したことにより、3月27日に、令和元年度分の町県民税238人分、54万5,000円、国民健康保険税51人分、10万1,900円を、また、5月2日に、令和2年度から5年度の町県民税277人分、178万6,900円、国民健康保険税65人分、38万2,400円をそれぞれ還付いたしました。

関係した消防団員の方々に多大なご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。

次に、地域おこし協力隊の任用について報告いたします。

4月1日に移住コンシェルジュとして1人、5月1日にアウトドア観光コーディネーターとして1人、計2人の地域おこし協力隊員を任用いたしました。

このうち、アウトドア観光コーディネーターの募集には、3月中に1人の応募があり、選考の結果、5月1日からの任用とし、アウトドアアクティビティの促進に関する業務において活動しております。

なお、本臨時会に関連予算を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う美郷町税条例の一部改正について、承認第2号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、譲与税、特別交付税及び町債等の額の確定等に伴う「令和5年度美郷町一般会計補正予算第15号」について、それぞれ専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

議案第38号及び議案第39号「財産の取得について」ですが、除雪トラック及び除雪ドーザの取得に係る契約について、それぞれお諮りするものです。

議案第40号「令和6年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、地域おこし協力隊の1名増員に係る費用の増額、千畑なかよし園保育園棟非常用発電機更新工事の追加等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） 承認第1号についてご説明いたします。

議案2ページ、専決処分書をご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、翌4月1日から施行されるに伴い専決処分いたしました専決第4号「美郷町税条例の一部を改正する条例」について報告し、承認を求めるものでございます。

改正条文は、議案3ページから15ページまででございますが、内容につきましては、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集1ページをご覧ください。

まず、第50条、第69条及び第131条の3は、町民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免を受けようとする者は申請書を提出しなければならないと規定しておりますが、災害における減免を念頭に、町長が減免事由に該当することが明らかであり減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要せず、職権による減免を可能とする規定をそれぞれの税目に追加したものでございます。

また、併せて、「によって」を「により」と、「においては」を「には」と文言を整理してございます。

2ページをご覧ください。

以降、附則の改正となります。

附則第5条の5から9ページ下段の附則第5条の8までは、地方税法の改正に併せて、個人住

民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に関わる規定を新設したものでございます。

まず、附則第5条の5は、第1項において、令和6年度分の個人の町民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である者の所得割の納税義務者の所得割の額から、住宅ローン控除など、他の全ての地方税額控除を行った後の所得割の額から1万円、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には1名につき1万円を加算した額を控除することとし、第2項において、個人住民税所得割の2割とされているふるさと納税の控除上限額及び前年の公的年金等に係る所得に係る所得割の額の2分の1とされている公的年金等に係る仮特別徴収税額の算定に用いる令和6年度分の所得割の額は、定額減税する前の所得割の額とするための読替規定でございします。

次の附則第5条の6第1項は、普通徴収の場合の定額減税の実施方法を規定したもので、定額減税前の年税額を基に算出した第1期分、令和6年6月分の税額から定額減税を実施し、第1期分から控除し切れない場合は、第2期分、令和6年8月分以降の税額から順次控除することとし、4ページ下段の第2項においては、給与所得に係る特別徴収税額が普通徴収税額に繰り入れられた場合、具体には、年度途中で退職した場合は、第1項の規定の適用を除外する旨を規定してございします。

とんで8ページをお願いいたします。

上段の第3項は、附則第5条の7の第3項ですが、公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合の定額減税の実施方法を規定したもので、定額減税前の年税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除することとし、9ページ中段の第4項において、この場合における年金保険者の特別徴収税額の納入義務についての読替えを規定し、次の第5項において、年金所得に係る特別徴収税額が普通徴収税額に繰り入れられた場合は、第1項から第4項までの規定の適用を除外することを規定してございします。

順番が逆になり申し訳ございませんが、4ページにお戻り願います。

下段の第5条の7第1項ですが、令和6年度分の個人の町民税において、初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、第1期分、令和6年6月分の普通徴収税額から定額減税を実施し、第1期分から控除し切れない場合は、第2期分、令和6年8月分の普通徴収税額から控除し、さらに控除し切れない場合は、令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除することとし、7ページ下段の第2項において、この場合における年金保険者の特別徴収税額の納入義務についての読替えを規定してございします。

9ページをお願いいたします。

下段、附則第5条の8は、令和7年度分の個人の町民税に限り、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税を実施することとしたものでございます。

次の附則第6条は、肉用牛売却所得の課税特例措置の規定ですが、定額減税に用いる所得割の額について、当該特例措置を適用後のものとするための読替規定を追加し、また、条例改正により生じた条ずれを解消したものでございます。

10ページ中段の附則第8条の3ですが、最下段の第8項から12ページ上段の第12項までについて、地方税法施行規則の一部の改正に伴い生じた引用条文の項ずれを解消した上で、第3項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第3項として、区分所有に係る住宅の認定長期優良住宅に関わる特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められた場合には、特例を適用する規定を新設したものでございます。

12ページの附則第9条の見出しから15ページ上段の附則第11条までは、固定資産税関係の改正となります。令和6年度の固定資産税評価替えに伴い、下落修正措置を含め、土地に関する負担調整措置の仕組みを継続することとされたことに伴い、年度を更新したものでございます。

15ページの附則第13条は、特別土地保有税についても特例措置が継続されたことに伴い、年度を更新したものでございます。

次の附則第14条の3から18ページの附則第18条の3までは、定額減税の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得などの分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めるための読替規定を追加したものでございます。

議案14ページにお戻りください。

下段の附則について説明いたします。

附則第1条は、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

附則第2条は、この条例による改正後の美郷町税条例の規定中固定資産税に関わる分は、令和6年度以後の固定資産税に適用し、令和5年度分までの固定資産税については、従前の例によることとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） 承認第2号についてご説明いたします。

議案18ページ、専決処分書をご覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い専決処分いたしました専決第5号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものでございます。

改正条文は議案19ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集19ページをご覧ください。

まず、第4条第3項は、後期高齢者支援金等課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるものでございます。

次の、第25条第1項は、7割、5割、2割軽減後の後期高齢者支援金等課税限度額を同様に「22万円」から「24万円」に引き上げるものでございます。

また、同項第2号は、5割軽減判定基準について、被保険者1人当たりの加算額を「29万円」から「29万5,000円」に引き上げ、同項第3号は、2割軽減判定基準について、被保険者1人当たりの加算額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものでございます。

議案19ページにお戻りください。

中段の附則について説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、改正後の規定は、令和6年度以後の国民健康保険税に適用し、令和5年度分ま

での国民健康保険税については、従前の例によるものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第7、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 承認第3号についてご説明します。

22ページ、専決処分書をお願いします。

令和5年度美郷町一般会計補正予算第15号について、歳入予算の確定等により、令和6年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,378万6,000円を追加する件及び地方債の補正5件です。

27ページ、第2表、地方債補正をお願いします。

変更の5件については、充当する事業の事業費の確定に伴う限度額の変更です。

続きまして、歳入についてご説明します。

32、33ページをお願いします。

2款地方譲与税から36、37ページの14款国庫支出金までは、額の確定等による補正です。

このうち、34、35ページをお願いいたします。

8款2項1目旧自動車取得税交付金は、過年度分の自動車取得税の国の追加徴収に伴い、新たに科目を追加し、計上した補正です。

36、37ページをお願いします。

16款1項2目利子及び配当金は、各基金の預金利子の額の確定による補正。

17款1項2目指定寄付金は、ふるさと美郷応援寄付金及び地方創生応援寄付金の実績による補正。

20款2項1目町預金利子は、町預金利子の額の確定による補正です。

21款1項町債の1目総務費から38、39ページの8目商工債までは、充当する各事業の実績に伴う額の確定による補正です。

続きまして、歳出についてご説明します。

40、41ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、充当する脱炭素化推進事業債の確定による財源補正です。2目行政推進費は、充当する過疎対策事業債及び基金預金利子の確定による財源補正です。6目企画費は、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

3款1項2目障害者福祉費は充当する過疎対策事業債の確定、3目高齢者福祉費は充当する過疎対策事業債及び基金預金利子の確定、4目医療給付費は充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

4款1項3目環境衛生費及び2項1目清掃費は、充当する合併特例債の確定による財源補正です。

6款1項3目農業振興費は充当する過疎対策事業債の確定及び地方創生応援寄付金の充当、6目畜産業費は充当する過疎対策事業債の確定、7目農村整備費は充当する合併特例債及び過疎対策事業債の確定。

42、43ページに移りまして、2項1目林業費は森林環境譲与税の額の確定による財源補正です。

7款1項3目観光費は、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

8款1項1目土木総務費は充当する過疎対策事業債の確定、2項2目道路維持費は社会資本整備総合交付金の充当及び充当する合併特例債の確定、3目道路新設改良費は充当する合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の確定、3項1目河川総務費は充当する緊急自然災害防止対策事業債及び緊急しゅんせつ推進事業債の確定、5項1目下水道費は充当する

過疎対策事業債の確定による財源補正です。

44、45ページをお願いします。

9款1項1目常備消防費及び4目災害対策費は、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

10款1項3目教育助成費は充当する過疎対策事業債の確定、4項1目社会教育総務費は地方創生応援寄付金の充当、5項3目学校給食費は充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

13款1項1目基金費は、預金利子の確定及びふるさと美郷応援寄付金の実績による補正です。

46、47ページをお願いします。

14款予備費は、歳入歳出予算の差額の調整分です。

承認第3号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第38号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第38号についてご説明します。

契約書の案は議案資料集21ページに、入札執行の詳細については22ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

除雪トラック 2 台を購入するに当たり、4 月 25 日に指名競争入札を執行した結果、7,260 万円で、美郷町六郷字熊野143番地 2、UDトラックス株式会社県南カスタマーセンターに落札となりましたので、契約に当たり、議会の議決を求めるものです。

なお、本契約における納入期限は令和 7 年 9 月 30 日です。

議案第38号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第38号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第 9、議案第39号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第39号についてご説明します。

契約書の案は議案資料集23ページに、入札執行の詳細については24ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

除雪ドーザ 1 台を購入するに当たり、4 月 25 日に指名競争入札を執行した結果、2,139 万 5,000 円で、大仙市泉町 5 番34号、コマツ秋田株式会社大曲支店に落札となりましたので、契約に当たり、議会の議決を求めるものです。

なお、本契約における納入期限は令和 7 年 9 月 30 日です。

議案第39号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第39号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第39号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第10、議案第40号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長(深澤文仁) 議案第40号についてご説明します。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に2,022万3,000円を追加するものです。

それでは、歳入から順にご説明しますので、60、61ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

○住民生活課長(木村英彰) 続きまして、13款1項3目衛生使用料1節の斎場使用料ですが、大曲仙北広域市町村圏組合が制定している条例に定められております。平成27年6月に、中央斎場改築に合わせ使用料を1体1万6,000円に改正し、南部斎場及び北部斎場については、経過措置として1万3,000円となっておりました。

このたび、新南部斎場が本年5月10日より供用開始となることから、条例を一部改正し、中央斎場と同額の1万6,000円となることとなりました。このため、5月10日以降の斎場使用料として330人分、99万円を増額補正するものでございます。

13款の説明は以上です。

○福祉保健課長(大澤 修) 14款1項2目衛生費国庫負担金1節、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金ですが、令和4年12月にワクチン接種をされた50代女性の方が、接種後、

左上肢の痛み及びしびれが生じ、コロナワクチン副反応専門医療機関を受診したところ、後遺症診断により同医療機関において通院加療いたしました。

このため、町予防接種健康被害調査委員会の審議を経て、令和5年9月に、予防接種法第15条第1項に基づく健康被害の救済措置認定申請を国に対して行っていたところ、令和6年3月25日付で、秋田県知事より厚生労働大臣から認定された旨の通知がありましたので、医療費及び医療手当の給付費負担金の補正をするものです。

次に、15款2項2目民生費県補助金1節、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金ですが、小児慢性特定疾病児に対し日常生活の便宜を図ることを目的として日常生活用具を給付する事業で、新たに対象者1名が見込まれるため予算措置をするものです。補助率は国の基準額を上限とし、国2分の1、県4分の1、町4分の1で、国、県合わせて4分の3が県補助金としての歳入となります。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、職員人件費についてご説明します。

今回の補正は、会計年度任用職員として、地域おこし協力隊隊員1名の増に伴う増額となります。

議案の62、63ページの2款1項6目企画費に関連予算を計上しておりますが、給与費明細書にてご説明しますので、議案の66ページをお願いします。

下段のイ会計年度任用職員の1節報酬が227万6,000円の増、3節職員手当が29万6,000円の増、4節共済費が41万7,000円の増となります。

また、職員手当の内訳ですが、期末手当及び勤勉手当となります。

議案の62、63ページへ戻っていただきまして、職員人件費以外の歳出についてご説明します。

2款1項5目財産管理費12節、登記事務委託料及び測量調査委託料ですが、当初予算にて、金沢西根字西今泉地内の町有地の公売に向けた予算を計上しておりますが、公売予定地に隣接する旧今泉住宅の建物、敷地と一体で公売したく、境界確定のための測量及び分筆等に係る増額分となります。

5目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続いて、6目企画費ですが、追加任用した地域おこし協力隊の活動に要する予算となります。

地域おこし協力隊については、本年4月1日から任用した移住コンシェルジュ1名に加え、5

月 1 日からアウトドア観光コーディネーター 1 名を任用しており、商工観光交流課において、アウトドアアクティビティの促進に関する活動に充てる予算を計上しております。

1 節報酬から 4 節共済費については、先ほど説明しておりますので省略します。

8 節旅費の費用弁償は隊員の通勤手当、普通旅費は大田区等で開催される町の PR 事業への参加旅費、10 節需用費の消耗品費は活動に要する消耗品の購入費、食糧費は PR 事業の際の交流会の参加経費、燃料費と 13 節使用料及び賃借料の車両借上料は、隊員が使用する車両 1 台の 10 か月分の燃料費及びリース料です。

2 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3 款 1 項 2 目障害者福祉費 19 節、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費ですが、歳入で説明いたしました給付事業について、電気式たん吸引器 1 台分を予算措置するものです。

1 項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2 項 3 目児童福祉施設費 14 節、千畑なかよし園保育園棟非常用発電機更新工事は、消防用設備の定期点検におきまして、非常用発電機のエンジン始動の不具合と冷却水ヒーター的不作動があり、自動作動に支障の可能性があることが確認されました。手動での作動方法については複数の職員で確認済みですが、原因箇所の特定が困難なことに加え、平成 8 年からの設備で、20 年とされている機器更新の推奨を超過していることから更新が適当と考え、工事に要する予算を計上するものでございます。

3 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 64、65 ページをお願いします。

4 款 1 項 2 目予防費、先ほど歳入で説明いたしました新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金について、国の認定を受けて、医療費及び医療手当の支給決定に当たり、一般財源にて予備費充用しておりましたので、財源の組替えを行うものです。

2 目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3 目環境衛生費 18 節の斎場使用料負担金ですが、歳入でご説明した理由により、歳入補正と同額の 99 万円を補正するものでございます。

4 款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、7 款 1 項 3 目観光費ですが、10 節需用費のうち、消耗品費につきましては、ラベンダーまつり開催時期に合わせて、道路沿いに設置している、のぼり旗 200 枚分について追加するものです。これまでののぼり旗にはラベンダー園の開園時期を 6

月上旬から7月中旬と記載しておりましたが、今年度のラベンダーまっりの開催時期は6月30日までとなっており、汎用性の高いのぼり旗に更新したく計上するものです。

その下、修繕料についてですが、国道13号線六郷白山交差点に設置している大型看板について、経年劣化による損傷のため修繕を行いたく計上するものです。

14節工事請負費ですが、名水市場湧太郎2階に設置している手すりについて、その隙間からの転落等事故防止のため、防護板の取付工事を行いたく計上するものです。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 8款6項1目住宅管理費12節は、現在屋根が破損して応急処置をしている公営住宅の、上鍵田住宅の5号棟について、入居者が退去されましたので、降雪前の解体を予定しており、解体前のアスベスト調査を行いたく、予算を計上するものです。

8款の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 10款5項2目保健体育施設費17節のパドミントンサービス高計測器ですが、8月に美郷町総合体育館で開催される「第51回東北総合スポーツ大会パドミントン競技」、いわゆるこれまでのミニ国体におきまして、ルール改正に伴い、審判が試合中、サーバーのサービス高が規定の高さ以下であることを確認するためのサービス高計測器の設置が必要なことから、計測器2組を購入するものでございます。

なお、同計測器は県内の体育施設等に設置されておらず、受注生産であることや、納期に約3か月を要することから、大会運営に支障のないよう対応するものでございます。

議案第40号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第40号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第40号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 令和6年度美郷町一般会計補正予

算第2号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時41分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和6年5月7日

美郷町議会議長 森 元 淑 雄

署 名 議 員 深 沢 義 一

署 名 議 員 熊 谷 良 夫